

大阪市水道局告示第30号

大阪市水道局公印、記章及び証票規程第6条の3に規定する電子印について、次のとおり廃止したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年4月30日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

1 水道料金等領収局長印（電子公印）

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| (1) ひな型の番号          | 2 専用公印 ひな型番号3 |
| (2) 用途              | ハンディ領収証書発行用   |
| (3) 当該電子印を使用する文書の名称 | ハンディ領収証書      |
| (4) 使用開始年月日         | 平成23年1月4日     |
| (5) 使用廃止年月日         | 令和6年3月31日     |

2 水道局長印（電子公印）

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| (1) ひな型の番号および用途     | 1 一般公印 ひな型番号2 |
| (2) 用途              | 給水停止執行書発行用    |
| (3) 当該電子印を使用する文書の名称 | 給水停止執行書       |
| (4) 使用開始年月日         | 平成23年1月4日     |
| (5) 使用廃止年月日         | 令和7年3月31日     |

（水道局総務部お客さまサービス課）